



年末の

交通安全町民運動

ルールとマナーを守り住み良い町にしましょう!!

運動
期間

令和5年12月11日~12月31日



夕暮れ時と夜間における歩行者の交通事故防止 ～横断歩道マナーアップ運動の推進～



- 近くに横断歩道がある時は、必ず横断歩道を利用し、横断する際は左右の安全確認をしましょう。
- 横断歩道に横断者がいる時は、一時停止して横断者を優先させましょう。
- 夕暮れ時の早めのライト点灯、夜間の対向車や先行車がない状況でのハイビーム活用に努めましょう。
- 高齢運転者は、身体機能の変化に応じた安全運転を心掛けましょう。
- 夕暮れ時・夜間に外出するときは、反射材用品や明るい服装を着用しましょう。

飲酒運転の撲滅



- 飲酒運転は犯罪です。「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」ことを徹底しましょう。
- 飲酒運転を見掛けたら必ず110番通報しましょう。
- 飲酒するときの体調と翌日の運転予定を考えて、「適正飲酒」を心掛けましょう。
- 二日酔い運転をしないよう、運転前にアルコールが残っていないか確認しましょう。

自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- 自転車等はヘルメットを着用しましょう。（※1）
- 自転車等は車両です。見通しの悪い交差点では徐行し、「止まれ」の標識があるときは、必ず一時停止するなど安全な速度と方法で進行しましょう。
- 「自転車安全利用五則」（※2）を守りましょう。
- 自転車保険に加入しましょう。



※1 自転車等…自転車及び特定小型原動機付自転車
(いわゆる「電動キックボード等」をいう)

※2 自転車安全利用五則
 ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
 ②交差点では信号と一時停止を守って安全確認
 ③夜間はライトを点灯
 ④飲酒運転は禁止 ⑤ヘルメットを着用

その他

交通安全協会では、皆様の会費を活用し、子供と高齢者等地域住民の交通事故を防止するため交通安全教室の開催、チャイルドシートの無料貸し出し等、地域の交通事故防止を推進しています。

